第1 (略)

第2 周波数割当表

 $1 \sim 7$  (略)

第1表 (略)

第2表 27.5MHz-10000MHz

変更案

		第 4 A A A A A A A A A A A A A A A A A A	WITZ TOOOOWITZ
国内分配 (MHz)		無線局の目的	周波数の使用に関する条件
(4)		(5)	(6)
(略)	(略)	(略)	(略)
1455. 35-	固定	電気通信業務用	(略)
1475. 9	移動	電気通信業務用	電気通信業務用での使用は携帯無線通信
J 67	J 108	一般業務用	用とし、割当ては別表10-2による。
			一般業務用での使用はデジタルMCA陸
			上移動通信用とし、割当ては1455.35-
			1465MHz 帯に限るものとし、1503.35-
			1513MHz帯と対の二周波方式に限る。
(略)	(略)	(略)	(略)
1503. 35-	固定	電気通信業務用	(略)
1518	移動	電気通信業務用	電気通信業務用での使用は携帯無線通信
Ј67 Ј94	J 108	一般業務用	用とし、割当ては別表10-2による。
			一般業務用での使用はデジタルMCA陸
			上移動通信用とし、割当ては1503.35-
			1513MHz帯に限るものとし、1455.35-
			1465MHz帯と対の二周波方式に限る。
(略)	(略)	(略)	(略)

第3表 (略)

国内周波数分配の脚注

J 1 ~ J 107 (略)

北海道総合通信局、東北総合通信局、信越総合通信局、北陸総合通信局、中国総合通信局 、四国総合通信局、<mark>九州総合通信局</mark>及び沖縄総合通信事務所の管轄区域においては、電気通 | 、四国総合通信局及び沖縄総合通信事務所の管轄区域においては、電気通信業務用とする。 信業務用とする。その他の総合通信局の管轄区域においては、2014年3月31日までは一般 | その他の総合通信局の管轄区域においては、2014年3月31日までは一般業務用とし、2014 業務用とし、2014年4月1日からは電気通信業務用とする。

J 109~ J 295 (略)

別表  $1 \sim 11 - 3$  (略)

国際周波数分配の脚注 (略)

第3・4 (略)

第1 (略)

第2 周波数割当表

 $1 \sim 7$  (略)

第1表 (略)

第2表 27.5MHz-10000MHz

現 行

第22 21.5MHZ 10000MHZ				
国内分配 (MHz)		無線局の目的	周波数の使用に関する条件	
(4)		(5)	(6)	
(略)	(略)	(略)	(略)	
1455. 35-	固定	電気通信業務用	(略)	
1475. 9	移 動	電気通信業務用	電気通信業務用での使用は携帯無線通信	
J 67	J 108	一般業務用	用とし、割当ては別表10-2による。	
			一般業務用での使用はデジタルMCA陸	
			上移動通信用とし、割当ては1455.35-	
			1465MHz 帯に限るものとし、1503.35-	
			1513MHz帯と対の二周波方式に限る。	
(略)	(略)	(略)	(略)	
1503. 35-	固定	電気通信業務用	(略)	
1518	移 動	電気通信業務用	電気通信業務用での使用は携帯無線通信	
J 67 J 94	J 108	一般業務用	用とし、割当ては別表10-2による。	
			一般業務用での使用はデジタルMCA陸	
			上移動通信用とし、割当ては1503.35-	
			1513MHz 帯に限るものとし、1455.35-	
			1465MHz帯と対の二周波方式に限る。	
(略)	(略)	(略)	(略)	
T O + (M/r)				

第3表 (略)

国内周波数分配の脚注 (略)

J 1 ~ J 107 (略)

北海道総合通信局、東北総合通信局、信越総合通信局、北陸総合通信局、中国総合通信局 年4月1日からは電気通信業務用とする。

J 109~ J 295 (略)

別表  $1 \sim 11 - 3$  (略)

国際周波数分配の脚注 (略)

第3・4 (略)